

消防の動き



2016
6
No.542

- 平成28年熊本地震における消防機関の活動
- 伊勢志摩サミットに向けた訓練の実施
- 「平成27年度石油コンビナート等防災体制検討会報告書」の概要



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

平成28年熊本地震における消防機関の活動 4

特報2

伊勢志摩サミットに向けた訓練の実施 7

特報3

「平成27年度石油コンビナート等防災体制検討会報告書」の概要 9

平成28年6月号 No.542

巻頭言

政令指定都市10周年を迎え（堺市消防局長 一丸 広通）

Report

蓄電池設備技術基準検討部会報告書の概要 12
「違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方に関する検討結果報告書」の概要 15

Topics

平成28年度消防研究センターの一般公開 18
平成28年春の消防関係叙勲及び褒章伝達式の挙行 19
第28次消防審議会（第1回）を開催 21

緊急消防援助隊情報

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランの策定について 22

先進事例紹介

装備品の難燃性能にまでこだわった新防火衣（愛知県 豊田市消防本部） 24

消防通信～望楼

宇部・山陽小野田消防局（山口県）／橋本市消防本部（和歌山県） 26
上伊那広域消防本部（長野県）／郡上市消防本部（岐阜県）

消防大学校だより

平成28年度 講師派遣について 27
学生が主体的に学び合う教育訓練 ～ミニ講座の実施～ 28

報道発表

最近の報道発表（平成28年4月23日～平成28年5月23日） 29

通知等

最近の通知（平成28年4月23日～平成28年5月23日） 30
広報テーマ（6月・7月分） 30

お知らせ

6月5日～11日は「危険物安全週間」 31
津波による災害の防止 32
全国防災・危機管理トップセミナーの開催のお知らせ 33



■ 表紙
本号掲載記事より

政令指定都市10周年を迎え



堺市消防局長 一丸 広通

堺市は、古代には仁徳天皇陵古墳を始めとする百舌鳥古墳群が築造され、中世には海外交易の拠点として「自由・自治都市」を形成し、我が国の経済、文化の中心地として繁栄してきました。

戦後、臨海コンビナートと泉北ニュータウンの造成により、現在の姿となり、84万人の人口を有する都市となっています。

今年、堺市は政令指定都市に移行して10年という大きな節目を迎えました。本市はこれまで政令指定都市がもつメリットを最大限に活用し、市民に寄り添った身近なサービスの拡充に努めています。近年では、「子育て」「歴史文化」「ものづくり」を中心とした「堺3つの挑戦」を掲げ、「子育てのまち堺」として、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりや良好な教育環境づくりへの重点的な取組により出生数の増加に結びつけています。「歴史文化のまち堺」としては、昨年3月に新しい観光スポット「さかい利晶の杜」をオープンし、50万人以上の方々に来館いただき、堺の歴史文化の魅力を発信するとともに、仁徳天皇陵古墳を始めとする百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録の実現を関係市及び大阪府と一体となって目指しています。「匠の技が生きるまち堺」としては、ものづくり産業の振興などを進めているところです。また、これらに加え「市民が安心、元気なまち」の実現、さらには区民主体で、区域の課題解決の方策を審議・提案する「区民評議会」と、地域全体で子供の成長を支え、区域の教育力の向上を図る「区教育・健全育成会議」を全ての区に設置し、「都市内分権の推進」に注力を行っているところです。

当局につきましては、昨年7月には堺市立総合医療センター新築移転と併せて、医療機関と消防機関が連携し、病院内等での救急隊員の知識・技術の向上を目的とした「教育」の拠点となる救急ワークステーションの整備や、8月には新たに救急車を配置した出張所を移転開所するなど防災拠点施設の整備を進めてまいりました。また、同年9月には近い将来に発生が懸念される南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等大規模災害発生時に、同時多発する火災・救助・救急事案に迅速かつ的確に対応するため、消防局OB職員から構成される「堺市消防局災害活動支援隊」を発隊しました。

また、昨年4月からは石油コンビナート等特別防災区域の事業所を対象として、自主保安体制の強化と規制の合理化を図ることを目的に、危険物の製造所等の変更工事の確認届出書により、確認すべき事項を自主的に確認できる者に対しては、事後的に資料の提出をすることで足りるとする全国初の制度を施行し事務の効率化を図っているところです。

今後とも「市民が安全、元気なまちづくり」を目指し、将来に夢と希望が持てる地域社会を構築するため、地域防災力の向上など市民生活や経済活動を支える災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域社会との連携のもと、総合的な危機管理体制の実現に向け全力を挙げて取り組んでいきます。

平成28年熊本地震における消防機関の活動

広域応援室/地域防災室

1 はじめに

平成28年4月14日21時26分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震（マグニチュード6.5、最大震度7（以下「前震」という。）が発生し、熊本地方を中心に、建物火災、建物倒壊及び土砂災害等の被害が発生しました。

また、前震による災害対応の最中であった2日後の16日1時25分頃、熊本県熊本地方を震源とする、さらに大規模な地震（マグニチュード7.3、最大震度7^{※1}（以下「本震」という。）が発生し、既に被害が発生していた熊本地方では建物倒壊等の被害が拡大、阿蘇地方においても新たに建物倒壊や大規模な土砂災害が発生、さらに大分県内においても震度6弱が観測され、これによる被害が発生するなど、広範囲かつ甚大な被害をもたらすことになりました。人的・物的被害の状況は下表のとおりです。

この地震で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

被害種別	平成28年5月27日消防庁被害報第56報による
死者	69 ^{※2} 名
負傷者	1,721名
住家被害	106,769棟

※1 地震発生当初、気象庁は最大震度6強と発表しましたが、平成28年4月20日に最大震度7に修正しました。

※2 震災後における災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡したと思われる死者数20名を含む。



南阿蘇村阿蘇大橋付近（熊本県提供）

気象庁は、平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動を「平成28年熊本地震」と命名しました。

2 消防庁の対応

消防庁では、4月14日21時26分、消防庁長官を本部長とする「消防庁災害対策本部（第3次応急体制）」を設置し、震度5弱以上を観測した熊本県及び宮崎県に対し、適切な対応と被害状況の報告について要請を行い、速やかに情報収集活動を実施しました。

また、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に規定された迅速出動基準に基づき、熊本県に対応する各応援隊が属する都府県に対し、緊急消防援助隊の出動準備依頼を実施しました。その後、同日22時05分、熊本県知事から消防組織法第44条第1項に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を受け、消防庁長官が応援隊の属する県知事に対し出動の求めを行いました。

さらに、4月16日の本震発生を受け、震度6弱以上を観測した熊本県及び大分県において、甚大な被害の発生が予測されたことから、速やかに情報収集を行い、熊本県に対し新たな応援隊の投入を決定し、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求めを行いました。

消防庁災害対策本部では、上記緊急消防援助隊の求めのほか、被害状況の取りまとめ、官邸との連絡調整等を実施しました。

4月15日の早朝からは、現地での情報収集や活動支援等を行うため、熊本県及び熊本市に消防庁職員を現地リエゾンとして派遣しました。本震発生後の16日には阿蘇市にも追加派遣を行い、22日には南阿蘇村に移動しました。

その他、政府の物資調達・輸送班の一員として、熊本県からの要望等を踏まえ、4月16日から5月8日頃にかけて、地方公共団体から融通を受けた備蓄物資を、支援助物資集積拠点などへ輸送する連絡調整等を実施しました。

5月2日には、高市総務大臣及び佐々木消防庁長官が



南阿蘇村長と意見交換を行う高市総務大臣



被災地を視察するとともに、熊本県庁、南阿蘇村及び益城町に赴き、熊本県知事、熊本市長、南阿蘇村長及び益城町長との意見交換及び消防職員・消防団員への激励を実施しました。

らの救助、土砂災害現場でのスコップ等による搜索救助、救急車による転院搬送及び避難所等が発生した傷病者の救急搬送等を実施しました。

また、無線中継車を活用した現場映像の配信も効果的に実施されました。

3 消防機関の活動

(1) 緊急消防援助隊

14日に発生した前震を受け、消防庁長官からの出動の求めにより、九州地方の各県を中心とする計10県から緊急消防援助隊が熊本県へ向け迅速に出動しました。

その後、16日に発生した本震を受け、さらに被害が甚大なものになることが予想されたことから、消防庁長官からの出動の求めにより、新たに中国・四国地方の各県を中心とする計10都府県から緊急消防援助隊が出動するとともに、先に出動している9県（大分県を除く。）からも増強隊が出動しました。

本震では、熊本県と大分県において震度6弱以上の揺れが観測されたことで、新たに大分県へ向けた緊急消防援助隊の出動も検討しましたが、前震を受け出動していた大分県大隊が自県対応を行うこととし、その他の緊急消防援助隊は全て熊本県へ投入されることになりました。

①活動期間

平成28年4月14日（木）
～4月27日（水）計14日間

②活動規模（※各数値は5月1日現在の速報値。）

出動部隊総数：約1,400^{*3}隊
出動総人員：約5,000^{*3}名

※3 交替を含む派遣部隊および人員の実総数。

延べ活動部隊数：約4,300隊

延べ活動人員：約16,000名

	緊急消防援助隊		
	指揮支援隊	陸上隊	航空隊
前震(14日)による出動	福岡市、北九州市、広島市、神戸市、岡山市	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県	福岡市、高知県
本震(16日)による出動	大阪市	京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	東京消防庁、京都市、大阪市、神戸市、鳥取県、島根県、岡山市、広島県、広島市、山口県、香川県、愛媛県、長崎県、宮崎県、鹿児島県

※下線は、本震による増強隊派遣県。

③主な活動内容

ア 主に、熊本市、益城町、西原村及び南阿蘇村において活動を実施しました。

イ 陸上部隊は、関係機関（警察、自衛隊、国土交通省（TEC-FORCE）及びDMAT等）と連携し、市街地や住宅街における搜索及び倒壊建物内か



益城町（岡山県大隊提供）



南阿蘇村高野台（大阪府大隊提供）

ウ 航空部隊は、ヘリテレやヘリサット等を活用した情報収集や映像配信、ホイスト等による人命救助及び救急搬送等を実施しました。



南阿蘇村河陽地区（広島県防災航空隊提供）



エ 南阿蘇村の阿蘇大橋崩落現場では、大規模な地滑りが広範囲に発生し、地上からでは正確な災害実態が把握できない状況であったため、消防防災ヘリコプターに土砂災害の専門家等を搭乗させ、上空からの現場確認を実施しました。

オ 現地合同調整所では、これらの情報を基に、陸上部隊の活動方針について関係機関と協議を行い、高度救助用器具として救助中隊が保有する地震警報器や国土交通省の無人重機の活用による、二次災害防止に配慮した搜索救助活動を実施しました。

カ 熊本県内における陸上部隊、航空部隊を合わせた救助者数は86名、また救急搬送者数は388名となりました。

(2) 県内応援隊・県外応援隊（緊急消防援助隊を除く）

緊急消防援助隊の引揚げに際し、その活動を引き継ぐ形で、熊本県消防相互応援協定に基づき出動した県内応援隊、並びに消防組織法第39条の規定に基づき出動した北九州市消防局及び福岡市消防局の応援隊が、南阿蘇村において消防活動支援を実施しました。活動状況は次のとおりです。



①県内応援隊

- ア 出動期間 平成28年4月27日(水)～5月5日(木) 計9日間
- イ 延べ活動人員 186名

②県外応援隊(緊急消防援助隊を除く)

- ア 出動期間 平成28年4月27日(水)～5月2日(月) 計6日間
- イ 延べ活動人員 36名

(3) 地元消防本部

地元消防本部は、各々の管内において懸命な消防活動を実施しています。特に被害の大きい熊本県及び大分県における活動ピーク時の状況は次のとおりです。

- ①熊本県内消防本部 計968名(4月16日)
- ②大分県内消防本部 計378名(4月16日)

(4) 消防団

今回の地震災害では、多くの消防団が地震発生後直ちに活動を開始し、地震直後に発生した火災の消火活動、各地区内における住民の安否確認や避難誘導、倒壊家屋に閉じ込められた住民の救助活動などに加え、発生後においても避難所運営の支援など、消防団の特性を生かしながら地域防災力の要として多くの活動を行いました。

その活動規模は、熊本県においては4月15日から5月4日までの間に延べ約5万9千名(最大活動時は約9千2百名(4月17日))が、大分県においては4月16日から翌17日までの間に延べ約4千7百名が、それぞれ活動しました(5月4日現在。消防庁調べ)。

その主な活動内容は次のとおりです。

①震災直後の活動

ア 消火活動

震災直後に発生した火災では、いち早く消防団が駆け付けて、消火活動を行ったほか、消防本部と連携して火災鎮圧のための活動を行いました。

イ 安否確認

地域の状況を詳細に把握している消防団により、速やかな安否確認を行いました。

ウ 救助活動等

今回の地震では多くの家屋が倒壊するなどの被害が発生し、一部地域では道路が倒壊するなどにより、救助隊の到着が遅くなるのが懸念されるなか、消防団は上記の安否確認を行うと

ともに、倒壊家屋に閉じ込められた住人の救助活動を行い、南阿蘇村で5名、西原村で7名、益城町で47名の救助を行いました。

②震災後の活動

地震発生から数日経過した後においても、消防団は各地域において多くの住民が避難する避難所や地域の見回りなど、消火・救助活動以外の活動も行っています。

ア 避難所における給水活動、炊き出し、物資の搬入支援等を行っています。

イ 避難所内外で避難している住民がエコノミークラス症候群とならないように、ビラの配布等を行うとともに、声かけを行っています。

ウ 住人が避難している空き家を狙った空き巣等の窃盗被害を防止するため、被災地域での巡回・警戒活動等を行うとともに、災害危険箇所の見回り等を行っています。

今回の地震では、一連の地震活動において震度7を2回記録するという、観測史上でも例を見ない初めての災害となり、応援隊が現地で活動している期間にも、比較的規模の大きい余震が頻発している中での活動となりました。



避難所での声かけ
(宇城市消防団)

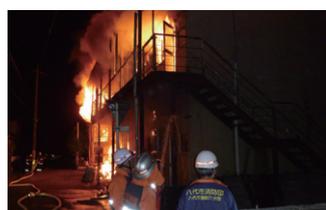


がれき等の撤去作業
(西原村消防団)

4 おわりに

緊急消防援助隊は、航空小隊と無線中継車の連携による現場状況の確認と映像配信、他機関と連携した水陸両用バギーによる人員・資機材の搬送、また屋外での宿营地を形成することが余儀なくされた中での拠点機能形成車両や支援車I型などの効率的な活用など、無償使用車両等を効果的に活用した活動が行われました。

消防庁では、今回の活動で得られた教訓を活かし、緊急消防援助隊の活動体制も含めた消防活動体制の充実強化を推進し、災害に対して万全の態勢が取れるよう、全力を尽くしてまいります。



消火活動(八代市消防団)



土砂崩れ現場での活動
(南阿蘇村消防団)

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 防災課広域応援室
TEL: 03-5253-7527(直通)
消防庁国民保護・防災部 防災課地域防災室
TEL: 03-5253-7561(直通) ※消防団部分



伊勢志摩サミットに向けた訓練の実施

消防・救急課

1 はじめに

本年5月26日、27日に三重県で行われた伊勢志摩サミットに向け、消防庁としては関係消防本部、関係地方公共団体等と連携し、サミットに向けた消防特別警戒体制の構築をしていました。具体的には、主会場、首脳・代表団宿泊施設、空港、メディアセンターの重要施設において、関係施設の消防設備の確認、建物ごとの警戒計画などの策定、建物関係者への防火指導等による自主防火体制の強化、建物関係者と消防隊との連携訓練などを行いました。また、広域的な応援態勢の確立により、消防・救急車両・ヘリの増強配置による迅速な出動搬送体制を確保するとともに、社会情勢を踏まえてテロ対応車両・資機材の増強配備等によるテロ対応体制の強化等準備を進めてきました。

そのような中、災害発生時における消防活動等の連携確認訓練の一環として、5月11日、主会場の賢島「志摩観光ホテル ザ・ベイスイート」において、関係消防本部等による災害対応訓練を実施しましたので概要を紹介します。

2 訓練想定等

この訓練は、サミットにおける災害対応に万全を期することを目的として、火災及びNBC災害が発生した際のホテルの自衛消防隊による初動対応、賢島内に待機する消防部隊による消火、救出、救助活動、NBC対応等の一連の流れの確認を主眼として実施しました。「志摩観光ホテル ザ・ベイスイート」のレストランにおいて、何者かが爆発を発生させ、室内にいた要人関係者ら数名がけがをするとともに火災が発生、その後、爆発を発生させた犯人が何らかのスプレーを噴射し複数のけが人が発生したとの想定で行いました。

各隊員は、自衛消防隊との連携要領、はしご車、ポンプ車、NBC対応車両の部署位置、救急搬送に係る救急車の動線、合同で警戒に当たる他本部の消防隊との連携、撒かれた剤の特定作業などのテロ対応要領、ヘリの離発

着位置・情報収集要領等細かな点を確認しました。また、このほかにヘリテレ、ヘリサットの映像確認、ヘリ、救急車の動態管理システムの確認など、サミット当日に活用する作動状況の確認も併せて実施しました。



NBC対応訓練

3 参加者・部隊等

- ・志摩広域消防組合
消防本部ほか三重県内消防本部、名古屋市消防局、東京消防庁及び京都市消防局の消防部隊等が参加
- ・車両13台（ポンプ車、救急車、化学車、はしご車、特殊災害対応車、指揮車、救助工作車など）、ヘリ1機
- ・ホテル従業員 等



はしご隊による活動状況



4 講評等

訓練には、消防庁長官、消防庁消防・救急課長、志摩市長、志摩広域消防組合消防本部消防長、三重県危機管理統括官、三重県防災対策部長、四日市市消防本部消防長が列席し、訓練終了後、消防庁長官が講評を行いました。

5 報道対応

当日は三重県内のテレビ局、新聞記者を中心とした国内の報道関係者に加えて、外務省と三重県が共同で実施する海外プレスツアーの一環として、欧米等のテレビ・新聞の報道関係者が参加し、総勢約50名が取材に訪れました。



講評をする消防庁長官

消防庁長官講評概要

はじめに、4月14日及び16日に熊本県熊本地方で発生した「平成28年熊本地震」で被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、緊急消防援助隊として現地で災害対応に懸命に取り組んでいただきました消防本部、防災機関の皆様の活動に敬意を表する次第です。

本日は、伊勢志摩サミットの主会場である志摩観光ホテルにおける災害対応訓練を視察させていただき、消防職員やホテル関係者の皆様これまでの取組の成果を確認でき、伊勢志摩サミットにおける消防・救急体制が着実に築き上げられているものと心強く感じております。

テロ災害が発生している国際情勢を踏まえ、政府のサミットにおける警備対策の基本方針に基づき、テロ災害を発生させないよう警戒態勢を強化しているところではありますが、万が一テロ災害が発生した場合の対応には万全を期す必要があります。

消防庁としては、開催地を管轄する志摩広域消防本部、三重県内、愛知県内の消防本部に加え、広域的な応援体制によりサミット警戒における消防・救急体制を構築しているところです。本日の訓練においても、当日、主会場周辺を警戒する応援消防本部の方々も参加し、訓練の指揮や活動をしていただきました。

開催地消防本部の職員と、応援消防本部の職員が一丸となって、国際的な行事の成功のため活動していただくことに感謝申し上げます。

サミット消防特別警戒期間中、警戒にあたる消防職員は全国の消防職員の代表として注目をされることとなりますので、旺盛な職務意欲と高い誇りをもち、任務の完遂に努めていただきたいと存じます。

結びに、伊勢志摩サミット開催まで残り15日と迫ってまいりましたが、皆様が開催に向け消防・救急体制のより一層の強化を図ることで、サミットの円滑に行われることに寄与することを祈念し、講評とさせていただきます。

問い合わせ先

消防庁 消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

「平成27年度石油コンビナート等防災体制 検討会報告書」の概要

特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナートとは、石油精製の過程で派生的に生産される各種の化学物質を効率的に活用するため、様々な関係工場が集中して立地された区域のことであり、昭和49年の岡山県倉敷市水島地区での重油流出事故を契機に制定された石油コンビナート等災害防止法では、このような石油、高圧ガスを大量に貯蔵又は取り扱う施設が集積する区域を石油コンビナート等特別防災区域として指定しています。

また、この法律では、これらの区域が所在する都道府県に石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の設置を義務づけ、防災本部を構成する都道府県、市町村、関係行政機関及び事業者等が一体となって総合的かつ計画的に対応することとされており、災害が発生した場合には、必要に応じ、石油コンビナート等現地防災本部等を設置して、都道府県知事が中心となって災害対応にあたることとされています。

平成26年度の「石油コンビナート等防災体制検討会」では、防災本部の主な役割である災害時における「関係機関の情報共有」、「関係機関の連携体制」、「住民等への情報伝達」の充実強化を図る訓練のあり方について検討を行いました。

平成27年度は、平成26年度に作成した「標準災害シナリオ」を活用した防災本部訓練の検証や「新たな標準災害シナリオ」を追加する等、引きつづき防災本部の機能強化に資するための訓練のあり方等について検討を行い、「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル（以下「訓練マニュアル」という。）」を作成しました。この訓練マニュアルには、防災本部の役割、訓練の目的、訓練の形式、訓練の基本的な考え方、訓練実施までの手順等、防災本部の機能強化に資するための訓練を行う上で

必要な内容が記載されており、今後の防災本部訓練に活用されることが期待されます。

2 報告書の内容

（1）防災本部が実施する防災訓練の現状と課題

平成26年度の検討会報告書を受け、消防庁としては「石油コンビナート等防災本部の機能強化のための訓練の充実について（平成27年3月30日 消防特第44号消防庁特殊災害室長通知）」を发出し、防災訓練の充実等を通じて防災本部を中心とする防災体制の充実強化に努めるようお願いしてきたところです。

この通知を踏まえた道府県の防災本部の訓練における動向について、平成26年度と同様にアンケート調査を実施しました。

ア 現状

アンケート調査の結果から次のような現状が分かりました。（増減は、平成26年度と平成27年度のアンケート結果の比較）

（ア） 防災訓練を実施した防災本部は、34本部中29本部であり、3本部増加しました。（図1参照）

（イ） 29本部の訓練回数の合計は11回増加の47回であり、増加の内訳としては、図上訓練が6回、実働訓練（現場活動が伴うもの）が5回となっています。

（ウ） 防災本部（道府県職員）が、訓練に関与する方法としては、シナリオの作成、防災本部運営訓練、会場設営・整理及び連絡調整、その他として、訓練視察、現地調整連絡員としての関係機関との調整役、現地連絡室の運営訓練等となっています。

（エ） 防災訓練を実施した防災本部のうち、防災本部（道府県職員）が、訓練シナリオを作成している防災本部は22本部であり、残り7本部は、道府県職



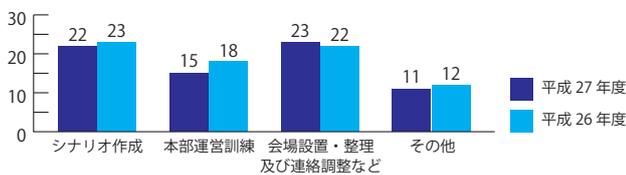
員が訓練シナリオの作成に携わっていないとのことでした。

(オ) 防災本部において本部運営訓練を実施している防災本部は、15本部であり、3本部減少しています。(図2参照)

図1 訓練実施本部数

	本部数	
	27年度	26年度
実施	29	26
未実施	5	8
合計	34	34

図2 防災本部の訓練参加内容



イ 課題

道府県の防災本部で実施されている防災訓練において、防災本部の機能及び関係機関相互の連携を強化していくためには、以下のような点に留意する必要があります。

- (ア) 訓練を実施した防災本部は3本部増加しているが、隔年で実施している本部もあり、組織の災害対応能力を維持、向上させていくためには、少なくとも訓練を年1回以上実施する必要があること。
- (イ) いざというときの情報共有を始め、効果的な活動を行うために、幅広い関係機関が参加する訓練の場を設けることが重要であること。
- (ウ) 訓練シナリオを作成し、防災本部の運営訓練を実施することは、防災本部に求められる①災害状況の把握、②事態の進展予測、③必要な対応の判断、④情報の収集・伝達・共有等の機能を強化する上で有効であることから積極的に関わる必要があること。

(2) 防災訓練の実施結果及び課題

大分県、愛知県及び神奈川県 の3県が実施する標準災害シナリオを活用した防災訓練に対し、アドバイザーによる技術支援及び訓練の評価等を実施しました。

ア 大分県

緊急消防援助隊の九州ブロック合同訓練と並行して地震等に係る災害対策本部が設置され、防災本部の機能を包括する形でのシナリオ型の訓練を実施しました。

今回の訓練では、シナリオに定められた対応が確実に実施されており、訓練を通して対応手順を確認するという訓練目的は達成されました。

さらに、本部での情報共有、情報伝達が口頭のみであったことや本部に報告された各種情報に対する検討だけでなく、災害の進展予測を行い、事前準備の依頼や指示をするなど、後方支援としての役割を実施する必要があるなどの課題も認識できました。

イ 愛知県

防災本部のみを対象としたシナリオ型の訓練を実施しました。

防災訓練を通じて関係機関相互の理解も進み、どのような情報が各機関から提供され、どのような対応ができるのかを確認することができ、さらにマスクミ対応や住民避難に対する関係機関の連携の難しさを再認識することができました。

さらに、情報収集する職員の不足、災害の進展を予測する余裕がなかったこと、全員に周知する決定事項や連絡事項が有効に周知できないことがある等の課題も認識できました。

ウ 神奈川県

防災本部の県職員のみを対象としたブラインド型の訓練を実施しました。

ブラインド型の訓練ではあったが、災害の進展を踏まえた検討及び判断が的確かつ迅速に実施されており、事務局員同士の連携も適切にとれていました。

さらに、現場状況の確認や関係機関との情報共有について、より意識的に取り組む必要性が認識できました。

3県の防災訓練を踏まえ課題を整理すると、災害対策本部の一部に石油コンビナート班を設置し訓練を実施する方法は、他の実働訓練と防災本部の活動を連動させるのが難しく、防災本部の内容について省略される部分が生じやすくなるという課題が挙げられました。

また、シナリオ型の訓練は、災害の発生から進展経過が示されているため、災害対応の基礎知識及び手順を身につけるために有意義であることから、シナリオ型訓練で基礎知識や手順を身につけた上で、より高いレベルの災害対応能力を醸成するためにブラインド型の訓練を実施していくことが重要であるとされました。

今回は標準災害シナリオを活用した防災訓練を行いました。防災本部の事務局が中心となり関係機関とともに訓練シナリオを作成することで、災害事象の変化、各関係機関の役割や具体的な対応等について、相互に理解を深められることが確認できました。

(3) 検討会の成果品

ア 標準災害シナリオの追加

平成27年度は、標準災害シナリオの充実を図ることとし、④昭和39年に発生した「新潟地震」を基に、地震発生に伴い浮き屋根式屋外貯蔵タンクで火災が発生、一方では固定屋根式屋外貯蔵タンクから危険物が大量漏えい、津波の浸水によりタンクヤードを超えて漏えい範囲が拡大し、固定屋根式屋外貯蔵タンク火災に進展する同時多発災害となるものと⑤平成15年に発生した「十勝沖地震」を基に、地震発生に伴い、浮き屋根式屋外貯蔵タンクが2基全面火災になるという2つのシナリオを新たに作成しました。

標準災害シナリオの作成に際しては、「新潟地震」や「十勝沖地震」の発生時期における防災体制と現在の体制が大きく異なることから、「災害状況の推移」は発生当時に沿って作成していますが、「関係機関の活動内容」や「防災本部の留意事項(評価の視点)」は、現行の防災体制に合わせて作成しています。

イ 訓練マニュアルの作成

この訓練マニュアルは、平成25年度から平成27年度までの本検討会の検討結果を踏まえて作成しました。

(ア) 防災本部の役割と訓練の目的

防災本部は、災害の発生、拡大を防止し、災害の復旧を図る事務を担うこととされ、災害発生時には、情報の収集、伝達、連絡調整等を行い、関係機関が一体となって総合的かつ計画的に必要な措置を実施することとされています。

防災本部の訓練の目的は、防災本部に求められる「情報の収集・伝達・共有」、「災害時の状況把握」、「事態進展の予測」及び「必要な対応の判断・連携調整」等の機能が災害時に適切に発揮できるかを確認することです。

(イ) 訓練の全体像

訓練は、①訓練計画の作成、②訓練計画の実施、

③訓練の評価、④改善計画の作成といった一連の作業から成り立っており、この一連の作業を循環させ、段階的に複雑・高度な事案に対応できるよう訓練を重ねることが必要です。

3 報告書を受けての通知

今回説明しました報告書を受けて、消防庁から「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアルについて(平成28年3月22日 消防特第44号 消防庁特殊災害室長通知)」を発出し、ホームページに掲載しております。
(http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2803/pdf/270324_toku44.pdf)

4 おわりに

石油コンビナートの災害は、防災本部を構成する道府県、市町村、関係行政機関、事業者等が一体となって総合的かつ計画的に対応することとされています。この防災本部による対応は、地震に起因する災害のほか、事業所単独での災害においても必要になる場合があります。

災害の防ぎよは、消防、警察、海上保安部、自衛防災組織等が当たることとなりますが、住民避難や緊急消防援助隊の派遣要請等は、都道府県や市町村の対応となることから、防災本部が中心となって、情報の収集・伝達・共有を図り、関係機関との緊密な連携調整する必要があります。

防災本部が石油コンビナート等防災計画に規定されている防災教育及び防災訓練を実施するにあたり、今回作成された「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」を活用するなど、いざという時に関係者が連携して迅速かつ適切に行動できるような訓練を積み重ねていくことが求められます。

訓練のための訓練にならないよう肝に銘じながら、訓練を通じて防災本部を構成する各機関が実災害におけるそれぞれの対応を確認し、災害時に防災本部に求められる機能が円滑に発揮されることを期待します。

問合わせ先

消防庁特殊災害室 大川
TEL: 03-5253-7528

蓄電池設備技術基準 検討部会報告書の概要

予防課

1 はじめに

消防法に基づく蓄電池設備の規制は、対象火気省令（※）により、蓄電池の種別によらず、電気容量が4,800Ah（アンペアアワー）・セル以上のものを一律に対象としています。



この規制は、火災予防条例（例）の前身である火災予防条例準則制定時（昭和36年）から行われており、当時多く流通していた開放形の蓄電池の特性である水素ガスの発生リスク等を考慮した規制単位及び規制値となっています。

一方で、現在多く流通している密閉形の蓄電池は水素ガスの発生リスクが小さいことから、密閉形の蓄電池設備について、電気容量ではなく、電気的出火危険の指標となる電力量（kWh（キロワットアワー））を規制単位にすべきとの指摘があります。

また、電力量を規制単位とする場合、現在の規制対象である「4,800Ah・セル以上」をそのまま電力量に換算すると、蓄電池の種別によって電力量に差が生じてしまうことから、規制対象とする電力量についても併せて検討を行う必要があります。

このため、消防庁では、平成26年度に「対象火気設備等技術基準検討部会」を開催し、密閉形の鉛蓄電池設

備の規制単位を電力量に見直した上で、リチウムイオン蓄電池設備と同等の規制値（約18kWh）まで緩和することについて検討を行いました。18kWh相当の鉛蓄電池設備による検証実験では、一度、出火すると延焼拡大する事象が確認されたため、平成27年3月に以下の内容で報告書がとりまとめられています。

- ①アルカリ蓄電池設備の規制単位等を検討するため、燃焼実験により、その出火危険を検証すること。
- ②鉛蓄電池設備は、現行と同様の規制対象とした上で、その出火危険に対する具体的な対策を検討すること。

これを踏まえ、平成27年度に「蓄電池設備技術基準検討部会」（座長：東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 小林恭一教授）を開催し、①アルカリ蓄電池設備の規制単位及び規制値の見直し、②鉛蓄電池設備の出火危険対策について、引き続き検討を行いました。

本稿では、平成28年3月31日に公表した蓄電池設備技術基準検討部会報告書の概要を紹介いたします。なお、報告書の全文については、消防庁ホームページを参照してください。

※ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）

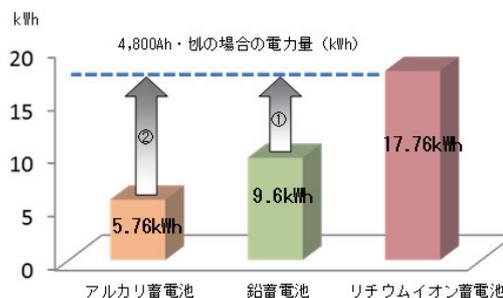
（報告書全文）

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/chikudenchi/pdf/houkokusyo.pdf

<現在の規制と検討状況>

蓄電池種別	電気容量（Ah・セル）	電圧（V）	電力（kWh）
アルカリ蓄電池※	4,800	1.2	5.76
鉛蓄電池		2	9.6
リチウムイオン蓄電池		3.7	17.76

※アルカリ蓄電池
電解液にアルカリ水溶液を使用した蓄電池で、主なものとして、ニッケル・水素蓄電池、ニッケル・カドミウム蓄電池がある。



- ①平成26年度：対象火気設備等技術基準検討部会で検討（結論）現行の規制対象を維持等
- ②平成27年度：蓄電池設備技術基準検討部会で検討

2 検討項目

(1) アルカリ蓄電池設備の規制単位及び規制値に係る検討

ア 検討内容

密閉形のアルカリ蓄電池設備の規制を、電気的出火危険を考慮した規制単位(kWh)とした上で、現行の規制値 (5.76kWh) をリチウムイオン蓄電池設備と同等 (約18kWh) まで緩和することについて検討を行うため、18kWh 未満のアルカリ蓄電池設備が、現行の規制に依らずとも火災予防上支障がないかを実験により検証しました。

<蓄電池の危険性>

市場に流通している主な蓄電池の種類		危険性の状況		
		①電気的出火危険	②水素ガス発生	③希硫酸
開放形	鉛蓄電池	○	○	○
	アルカリ蓄電池	○	○	×
密閉形	鉛蓄電池	○	×	△※
	アルカリ蓄電池	○	×	×
	リチウムイオン蓄電池	○	×	×

※ △：希硫酸を使用しているが密閉形のため、流出のおそれは極めて少ない。

<蓄電池設備に係る規制の概要>

(電気的出火危険に係る規制)

- ・屋外に設ける蓄電池設備にあつては、雨水等の浸入防止の措置が講じられたキュービクル式 (鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。) のものとする。
- ・屋外に設けるものにあつては建築物から 3 m 以上の距離を保つこと。ただし火災予防上支障がない構造を有するキュービクル式のもの除く。
- ・屋内に設けるものにあつては、不燃材料で造った壁、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし火災予防上支障がない構造を有するキュービクル式のもの除く。

(水素ガスに係る規制)

- ・屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。
- ・室内においては、常に整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。

(希硫酸に係る規制)

- ・電槽は耐酸性の床又は台上に転倒しないように設けなければならない。(アルカリ蓄電池除く。)

イ 検証実験

○ 実験概要

アルカリ蓄電池には、主にニッケル・水素蓄電池とニッケル・カドミウム蓄電池がありますが、①予備実験の結果、急速充電の条件でニッケル・水素蓄電池の方がニッケル・カドミウム蓄電池よりも高温となったこと、②ニッケル・水素蓄電池は負極に水素を吸蔵する構造であることなどから、より危険性が高いと考えられるニッケル・水素蓄電池を用いて実験を行い、その結果をもってニッケル・カドミウム蓄電池の危険性についても評価を行うこととしました。

このため、今回は、ニッケル・水素蓄電池で 18kWh 相当の蓄電池設備を構築し、電気的に出火させる想定で実験を行い、電気的出火危険、蓄電池間の延焼危険、キュービクル外部への延焼危険を検証しました。

○ 実験結果

- ・過多の電流が流れた場合に蓄電池設備から出火した。
- ・出火から約 11 分後にキュービクル側面の温度が 400℃ まで上昇し、木材や紙等の近接する可燃物を発火させる危険温度域まで上昇した。
- ・出火後、しばらくしてキュービクル内の隣接する蓄電池に延焼し、出火から約 13 分後にキュービクル内部の隙間から上段方向に火炎が拡大した。

<検証実験の状況>



(設置状況)



(実験状況)



「違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方に関する検討結果報告書」の概要

予防課

違反処理に当たっては、通常の予防業務に必要な知識・技術に加え、処分等に係る行政手続や訴訟対応に関する

専門的知識・経験が必要となりますが、特に小規模な消防本部においては専従職員の配置が難しく、各種業務を兼務しながら違反処理を実施している実態があり、違反処理のための高度な専門性を有する職員の育成・配置が課題となっています。

こうした状況の中、近隣の消防本部間で相互に協力・支援することにより、高度な専門性を必要とする違反処理体制を構築することも、有効な対策の一つとなり得ることから、複数の消防本部が連携して違反処理を行うための手法について検討し、本年3月にとりまとめた「違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方に関する検討結果報告書」の概要を紹介します。

違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方に関する検討結果（ポイント）

(1) 基本的な考え方

- 予防業務には、①建物建築時の厳格な審査・検査（消防同意等）、②適切な状態が維持されていることの確認（立入検査）、③違反状態がある場合の早期是正（違反処理）があるが、これらの一連の業務を一体的に運用していくことが必要不可欠。また、予防業務で得られた情報を警防活動に活かすことも重要。
- 権力的行政の側面が強い予防行政は、消防職員が公正・中立の立場で実施すべき。また、予防業務では、警防活動において重要な施設、設備に関しても①～③の一連の業務を行うこととなることから、警防活動を全く担わない都道府県等の組織が予防業務を実施することについては、警防活動の実態にそぐわない指導を予防業務において行ってしまう等の危険性を懸念する意見が多い。
- 違反処理の責任主体（権限行使の効力の帰属）は管轄消防本部の消防長・消防署長にあるが、責任主体とは異なる主体が違反処理の実施主体となる場合は、過去の指導経過との齟齬を生じることなく、責任主体の意思が確実に反映されるよう、その手続等についての慎重な検討が必要。

(2) 連携の対象とする事務の範囲の考え方

- 受援側消防本部（違反対象物を管轄する消防本部）のみならず、応援側消防本部（違反対象物を管轄しない消防本部）においても増加する予防事務の処理に忙殺されている現状に鑑みれば、通常の予防業務とは異なる特に高度で専門的な知識等を必要とする措置命令、告発等の事務で、各消防本部のみでは対応が難しいケースに限定することが現実的。

(3) 検討の対象とする連携の手法並びに期待される効果及び想定される課題・留意事項

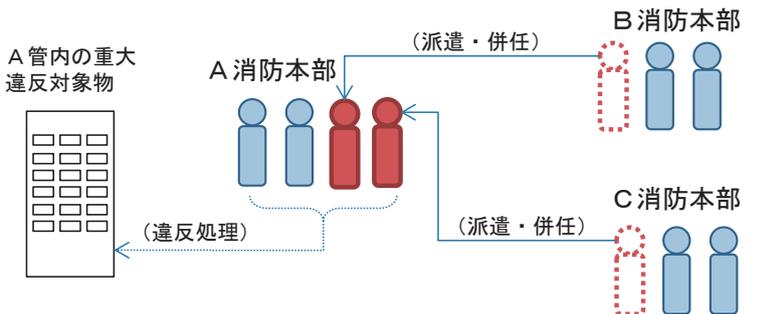
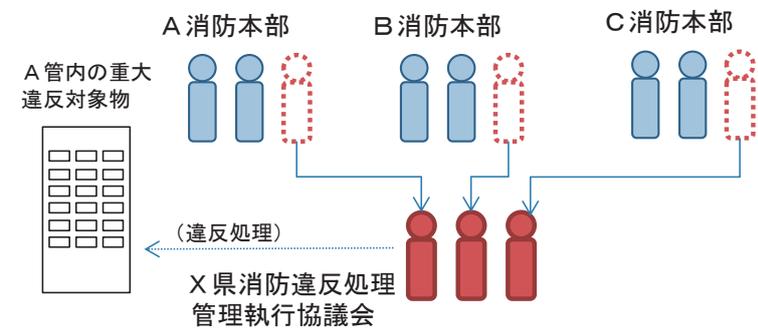
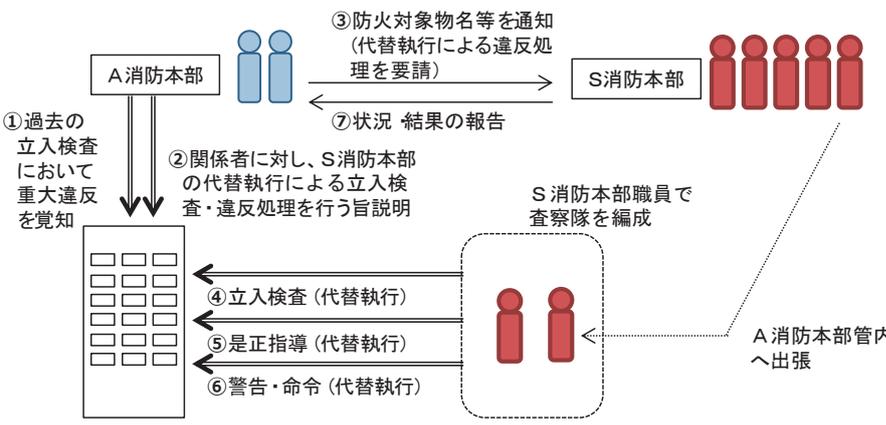
- 基本的な考え方等を踏まえ、「職員の派遣」「協議会」「事務の代替執行」を検討の対象とすることとし、それぞれについて期待される効果、想定される課題・留意事項を別紙のとおり整理。

(4) 今後の推進に当たっての考え方

- 高度で専門的な知識等を必要とする違反処理業務については、近隣の消防本部間での「職員の派遣」による協力体制の構築に向けた具体的な方策を検討するほか、各地域における予防業務の実情等に応じて「協議会」「事務の代替執行」等の活用可能性についても検討することにより、広域的な連携・協力を図っていくことが有効。
※当面の対応としては、「職員の派遣」を活用して、「違反是正支援アドバイザー制度」等により派遣した大規模消防本部等の職員を派遣先の消防吏員に併任する等、派遣先消防本部においても立入検査や措置命令等の権限行使ができる仕組みを構築することが考えられる。
- なお、「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会」の議論を踏まえた消防本部の対応も念頭に置いた上で、各消防本部において具体的な運用を検討していくことが重要。

検討の対象とした制度活用のイメージ及び期待される効果・課題（別紙）

（制度活用のイメージ）

<p>職員の派遣</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大都市等の消防本部の職員を小規模消防本部の求めにより派遣し、小規模消防本部の消防吏員に併任する等により、当該職員が小規模消防本部の職員と連携して権限行使を行う。 ●小規模消防本部の職員を大都市等の消防本部に研修派遣し、大都市等の消防本部の消防吏員に併任する等により、権限行使の経験を積み、ノウハウを習得。  <p>○消防本部B及び消防本部Cから消防本部Aに職員を派遣・併任。 ○派遣された職員は、A消防本部の消防長等の名において管内の違反処理を実施。</p>
<p>協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●違反対象物に対する措置命令、告発等の業務を執行する主体として、都道府県等の単位で大都市等の消防本部を含む管理執行協議会を設置し、協議会が構成消防本部の消防長等の名において命令等の事務を執行。  <p>○X県内の消防本部（A～C）で管理執行協議会を設置。 ○協議会会長は、A消防本部の消防長等の名において、違反処理を実施</p>
<p>事務の代替執行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大都市消防本部又は都道府県が、小規模な消防本部管内の違反対象物に対して、小規模な消防本部の消防長等の名において命令等の事務を代替執行。  <p>○A消防本部が重大違反対象物を覚知。 ○A消防本部から同防火対象物関係者に対し、違反処理についてはS消防本部において代替執行を行う旨説明。 ○S消防本部において改修指導及び必要な違反処理を実施（代替執行）。</p>

(制度の特徴、期待される効果)

職員の派遣	協議会	事務の代替執行
<ul style="list-style-type: none"> ● 高度な専門性・経験を有する大都市消防本部の職員が小規模消防本部における命令等の事務を直接的に支援することが可能。 ● 命令等の責任主体（権限行使の効果の帰属）と同じ主体を実施主体（いずれも各消防本部の消防長等）とした上で、<u>実態上、大都市の消防本部における専門的知識・経験を活用して命令等を行うことができる。</u> ● 制度の運用に際して議会の議決が不要であるため<u>迅速な対応が可能</u>。また、<u>一時的な業務量の増加等に対しても柔軟な対応が可能</u>。 ● 研修を通じた<u>ノウハウの共有が可能</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>同左</u> ● 命令等の責任主体（権限行使の効果の帰属）は各消防本部の消防長等とした上で、<u>実態上、協議会が命令等を行うことができる</u> ● <u>協議会で取り決めた共通の基準で統一的に違反処理を行うことができる。</u> ● 制度の運用に際して議会の議決が必要。 ● <u>協議会を通じたノウハウの共有が可能。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>同左</u> ● 命令等の責任主体（権限行使の効果の帰属）は各消防本部の消防長等とした上で、<u>実態上、大都市消防本部が命令等を行うことができる。</u> ● <u>同左</u>

(想定される課題・留意事項)

職員の派遣	協議会	事務の代替執行
<ul style="list-style-type: none"> ● 派遣職員が派遣先で立入検査や措置命令等の権限を行使する場合は、当該職員を派遣先の消防吏員に併任する等の対応が必要。 ⇒併任時における派遣職員の身分の取扱い等について、協定であらかじめ定めておく等の対応が必要 ● 大都市等の消防本部においても、増加する予防事務の処理に忙殺されている現状に鑑みれば、近隣消防本部の予防業務を支援する場合、地域の実情等に応じてその内容を限定するなど、<u>制度を有効に機能させるための仕組みとする必要がある。</u> ⇒通常予防業務とは異なり特に<u>高度で専門的な知識等を必要とする措置命令、告発等の事務に限定することが現実的。</u> ● 多くの場合は大都市等の消防本部による片務的な支援となることが想定されるため、<u>大都市等の消防本部の理解・協力をどう得ていくかが課題。</u> ⇒既に運用されている「違反是正支援アドバイザー制度」等の活用が有効ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 命令、告発等の違反処理を実施する際は過去の指導経過を踏まえた丁寧な対応が必要となるが、過去の指導の実施主体である管轄消防本部と異なる主体が命令、告発等の違反処理を行う場合、過去の指導内容との間に齟齬が生じないような<u>仕組みが必要。</u> ⇒命令、告発等の実施に際しては、管轄消防本部の見解や意思を確認する手続きを定めておく等の対応が考えられる。 ● <u>同左</u> (協議会において違反処理を行う場合に、通常の予防業務に必要な知識・技術に加え、処分等に係る行政手続きや訴訟対応に関する専門的知識・経験が求められるため、多くの場合は大都市等の消防本部の職員による支援が必要となることが想定される。) ● <u>同左</u> ● 協議会で処理する事務の範囲を、通常予防業務とは異なり特に高度で専門的な知識等を必要とする措置命令、告発等に限定したとしても、<u>当該事務は従来から各消防本部において処理されてきたことや協議会運営のための事務が新たに増加することに鑑みれば、協議会を設置することの必要性（期待される効果）についての理解を得るための丁寧な説明が必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>同左</u> ● <u>同左</u> (仮に、都道府県において違反処理を代替執行することとした場合、都道府県は消防業務全般に係る実務上の知識・経験を有しないため、多くの場合は大都市等の消防本部の職員による支援が必要となることが想定される。) ● <u>同左</u> ● 管轄消防本部が命令、告発等を実施することはない（命令、告発等が実施されるのは、大都市等の消防本部の代替執行が行われる場合に限られる）との誤った認識を地域住民や防火対象物の関係者に与えないよう留意する必要がある。 ⇒管轄消防本部においても引き続き、必要に応じた命令、告発等の権限行使を行うことについて適切に広報する等の対応が必要。

問い合わせ先

消防庁予防課企画調整係 桐原
TEL: 03-5253-7523

平成28年度消防研究センターの一般公開

消防研究センター

東京都調布市の同じキャンパス内に位置する消防研究センター、消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防防災科学センターの消防関係4機関が共同で、4月22日（金）に一般公開を開催しました。この一般公開は、例年、科学技術週間（4月18日の発明の日を含む週）に、日頃行っている研究開発や毎日の防火安全につながる体験コーナーを紹介しているものです。

本年度も、熊本地震への対応が続かなかではありましたが、25項目にわたる展示、うち9項目については燃焼実験や消防ロボットなどの実演を行い、地域の一般住民に加え、消防職員や防災関係企業など、517人の来訪者を迎えることができました。以下で、主な実演展示の様子を紹介します。

石油コンビナート施設などで大規模な火災・爆発事故が発生し、消防隊員が災害現場に近づけない等の場合を想定して、安全な場所からの情報収集、放水等が可能な

消防ロボットの試作機を展示しました（写真1）。

火災時において、感電や再出火の危険性がある太陽光発電システムの発電を抑制する装置の実演（写真2）を行いました。

ガレキや海水で立ち入りが困難な津波被害現場での消火・人命救助用消防車両の展示（写真3）を行いました。また、パンク対策を行ったタイヤを装備した水陸両用車の実演を行いました。

直径1mの容器を用い、重油を燃料として、燃える油が飛び散る燃焼現象（ボイルオーバー）を再現する実験（写真4）を行いました。

来年度も、平成29年4月の科学技術週間に合わせて、一般公開を開催する予定です。開催の詳細については、消防研究センターのホームページ（<http://nrifd.fdma.go.jp/>）をご確認ください。



写真1 地上走行型の偵察ロボット（右）、
放水ロボットの走行機構部分（左奥）の展示



写真3 津波被害現場用の消防車両の実演



写真2 太陽光発電システムの発電抑制装置の実演



写真4 重油の燃焼性状実験

問い合わせ先

消防庁消防研究センター
TEL: 0422-44-8331（代表）

平成28年春の消防関係叙勲及び褒章伝達式の挙行

総務課

【第26回危険業務従事者叙勲】

第26回危険業務従事者叙勲が4月29日付で発令され、全国の3,624名に授与されました。

そのうち、消防職員として危険性の高い業務に精励し、社会公共の福祉の増進に寄与された643名が受章し、伝達式を5月11日、5月13日の2回に分けて総務省講堂において開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです

第26回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章・・・345名
 瑞宝単光章・・・298名
 合計・・・643名



危険業務従事者叙勲伝達式の様子

【平成28年春の叙勲】

平成28年春の叙勲が4月29日付で発令され、全国の4,023名に授与されました。

そのうち、消防関係では、永年にわたり国民を火災等の災害から防御し、社会公共の福祉の増進に寄与された601名が受章し、5月16日、ニッショーホールにおいて伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです

平成28年春の叙勲

瑞宝小綬章・・・21名
 旭日双光章・・・3名
 瑞宝双光章・・・93名
 瑞宝単光章・・・484名
 合計・・・601名



式辞を述べる高市総務大臣（危険業務従事者叙勲伝達式）



受章者代表への勲記・勲章伝達（危険業務従事者叙勲伝達式）

【平成28年春の褒章】

平成28年春の褒章が4月29日付で発令され、全国の730名に授与されました。

そのうち、消防関係では、自己の危難を顧みず人命救助に尽力された方々や、消防機器の研究開発及び製造販売業務や消防設備保守業務等に精励するとともに、業界の発展に大きく寄与された方々、消防防災活動に献身的に努力し、消防の発展に大きく寄与された消防団員、計96名が受章し、5月17日、スクワール麴町において伝達式を開催しました。

なお、褒章別の受章者数は次のとおりです。

平成28年春の褒章	
紅綬褒章	・・・ 1名
黄綬褒章	・・・ 6名
藍綬褒章	・・・ 86名
合計	・・・ 96名

それぞれの伝達式では、高市総務大臣又は土屋総務副大臣から受章者代表へ勲記及び勲章（章記及び褒章）が手渡され、受章者代表からは、「地域住民の安全確保のため更に尽力します。」と誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

式典後、受章者は皇居において天皇陛下に拝謁しました。



春の叙勲伝達式の様子



受章者代表への勲記・勲章伝達（春の叙勲伝達式）



式辞を述べる土屋総務副大臣（春の褒章伝達式）



受章者代表からの謝辞（春の褒章伝達式）

問合わせ先
消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521

第28次消防審議会（第1回）を開催

総務課

平成28年5月23日（月）に、第28次消防審議会第1回を開催しました。委員の互選により田中淳委員（東京大学大学院総合防災情報研究センター長・教授）が会長に選任され、会長代理には重川希志依委員（常葉大学大学院環境防災研究科長）が指名されました。続いて、佐々木消防庁長官から田中会長に対し、「人口減少や災害の多様化等社会環境の変化に対応し、必要となる消防力を維持していくための消防体制のあり方等」について諮問を行いました。

その後、消防庁から「第28次消防審議会の審議事項及び当面のスケジュールについて」及び「人口減少や災害の多様化等社会環境の変化に対応し、必要となる消防力を維持していくための消防体制のあり方等について」説明を行い、それを踏まえて委員間の意見交換が行われました。

また、消防庁から「平成28年熊本地震に係る対応について」報告を行いました。

なお、消防審議会の資料は消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載しています。

【議事】

- 1 開 会
- 2 消防庁長官挨拶
- 3 委員等紹介
- 4 会長挨拶
- 5 諮問書手交等
- 6 議題

《審議事項》

- ・第28次消防審議会の審議事項及び当面のスケジュールについて
- ・人口減少や災害の多様化等社会環境の変化に対応し、必要となる消防力を維持していくための消防体制のあり方等について

《報告事項》

- ・平成28年熊本地震に係る対応について

- 7 閉 会

消防審議会委員

（平成28年5月23日現在）

（会 長）

田中 淳 東京大学総合防災情報研究センター長・教授

（会長代理）

重川希志依 常葉大学大学院環境防災研究科長

《消防審議会委員》

相川 康子	NPO政策研究所専務理事
青山 佳世	フリーアナウンサー
青山 繁晴	株式会社独立総合研究所代表取締役社長
石井 正三	公益社団法人日本医師会常任理事
沖山 仁	一般社団法人東京都消防協会会長
奥山恵美子	仙台市長
片田 敏孝	群馬大学大学院理工学府教授
高橋 淳	全国消防長会会長（東京消防庁消防総監）
千葉とき子	岩手県婦人消防連絡協議会会長
辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
和合アヤ子	福島県商工会議所連合会理事

《消防審議会専門委員》

秋本 敏文	公益財団法人日本消防協会会長
小川 和久	特定非営利活動法人国際変動研究所理事長
関澤 愛	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
浜本 憲一	都道府県消防防災・危機管理部局長会会長
山本 保博	一般財団法人救急振興財団会長



第28次消防審議会の模様



諮問の様子

問い合わせ先

消防庁総務課 岡田、野崎、中居
TEL: 03-5253-7506

緊急消防援助隊情報

南海トラフ地震における緊急消防援助隊 アクションプランの策定について

広域応援室

1. 策定の趣旨・目的

緊急消防援助隊として必要な部隊や装備については、総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、緊急消防援助隊の編成、施設の整備及び基本的な出動計画等を規定しています。

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、基本計画第4章4に基づき策定するものであり、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日 中央防災会議幹事会決定）（以下「具体計画」という。）の内容を踏まえたものとなっています。

南海トラフ地震が発生した場合の緊急消防援助隊に係る消防庁、都道府県、消防本部の対応や緊急消防援助隊の運用方針等を定め、各機関の対応を相互に理解することにより、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるよう計画するものです。

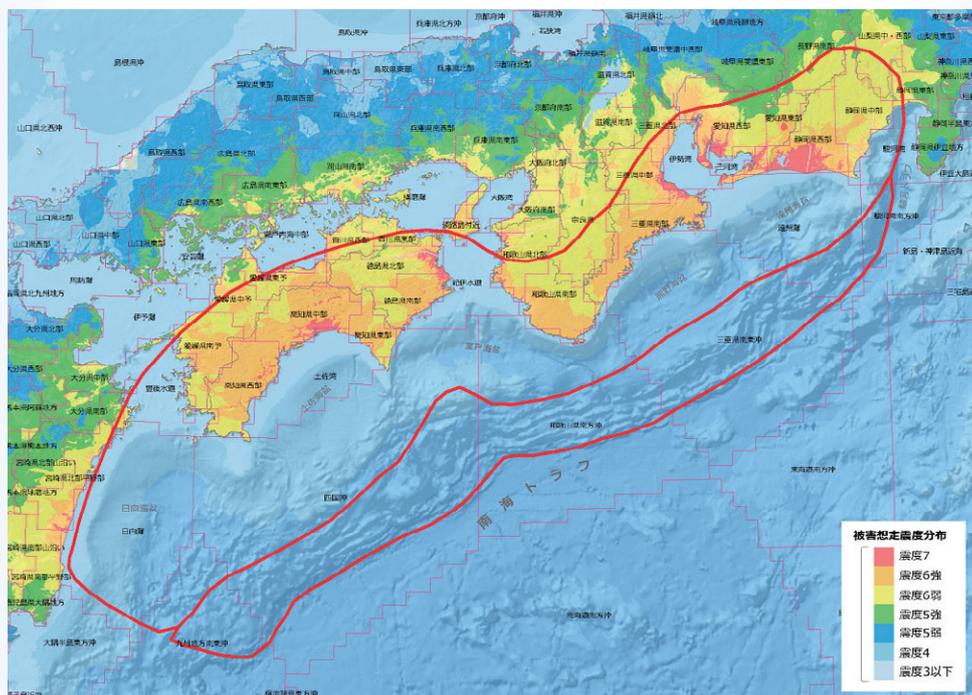
なお、本アクションプランに記載のない内容は、基本計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱、緊急消防援助隊の運用に関する要綱により運用されることとなります。

2. 概要

(1) 想定する地震等

- ア 想定する地震：南海トラフ地震
- イ 震源断層域：中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（南海トラフの巨大地震モデル検討会）による想定震源断層域
- ウ 想定ケース：東海地震、東南海地震、南海地震の震源域が同時に破壊された場合（3連動地震）
- エ モーメントマグニチュード：9.1

【想定震源断層域】





(2) 適用基準

ア 被害想定を踏まえ、本アクションプランは、以下の(ア)、(イ)の条件をいずれも満たす地震が発生した場合に適用することとしています。

(ア) 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域の地名のいずれかに該当すること。

(イ) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合、又は大津波警報が発表された場合。

イ 上記アの条件を満たす地震が発生した場合の他、南海トラフ地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ確かな対応が可能であると消防庁長官が判断した場合に適用することとしています。

(3) 重点受援県の設定

具体計画を踏まえ、南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける県(以下「重点受援県」という。)は、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県としています。

(4) 策定のポイント

ア 隊の一斉投入

従前のアクションプランは、被害状況に応じて緊急消防援助隊を逐次投入していましたが、本アクションプランにおいては、南海トラフ地震発生後、重点受援県以外から応援可能なすべての緊急消防援助隊を一斉に投入し、迅速な対応を図ることとしています。

イ 指揮支援隊の出動

指揮支援隊は、重点受援県以外の出動可能なすべての隊が出動し、災害に関する情報を収集するとともに、知事や市町村長による緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう指揮支援活動等を実施します。

ウ 都道府県大隊の出動

都道府県大隊は、重点受援県以外の出動可能なすべての隊が出動します。なお、原則として、統合機動部隊が先遣出動し、情報収集や緊急の消防活動を実施します。

また、被害想定を踏まえ予め作成した4パターンの緊急消防援助隊の応援編成計画の中から津波高さ等を踏まえて選択し、迅速に応援先を決定します。

エ 航空小隊の出動

航空小隊は、非被災地域の消防力を維持するために残留する7隊以外の出動可能なすべての隊が出動し、情報収集、消火・救助・救急活動等を実施します。

オ 広域進出拠点

応援都道府県の統合機動部隊及び都道府県大隊が、進出する際の第一進出目標として広域進出拠点を定めており、被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な拠点とし、応援都道府県ごとに1箇所ずつ予め指定しています。

カ 多様な進出手段

空路や海路について多様な進出手段を予め想定し、交通途絶や遠方からの迅速な進出等に対処できるよう計画しています。

(ア) 陸路

具体計画で定められている緊急輸送ルートを用いて、被害状況に応じて柔軟に進路変更が可能な広域進出拠点へ進出することとしています。

(イ) 空路

遠方からの迅速な進出、孤立地域等への対応等のため、民間航空機や自衛隊輸送機を活用することとし、候補ルートを計画することとしています。

(ウ) 海路

北海道大隊、沖縄県大隊の進出、孤立地域等への対応等のため、民間フェリーや自衛隊輸送艦を活用することとし、候補ルートを計画することとしています。

3. おわりに

消防庁では、今後も改善に向けて検討を重ね、必要に応じて計画の改定を行うとともに、都道府県及び消防本部並びに関係機関と連携し、緊急消防援助隊の充実・強化に努めて参ります。

なお、本計画の詳細につきましては、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に掲載していますのでご参照ください。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527 (直通)

装備品の難燃性能にまでこだわった新防火衣

愛知県 豊田市消防本部

新防火衣導入までの経緯

豊田市消防本部（以下「当本部」という）の防火衣は、これまでは6年間の分割で購入していましたが、平成26年度で1サイクルが完了したことを契機に、平成27年10月、全職員一斉更新で、新防火衣を始動させました。

従来の分割購入では、災害現場で購入年度の違う防火衣を着用した隊員が混在してしまい、安全管理上の問題が懸念されていました。一斉更新をすることで、隊員の防火衣の安全性能が統一され、より確実な安全管理とより円滑な災害活動ができると考え、今回の更新に至りました。

メーカーは小林防火服(株)の「ブラックテック」商品で、これまでの特徴を生かしながらも、装備品の難燃性能にまでこだわり抜き、より安全で、より使いやすい防火衣を目指した結果、「豊田市消防本部」のシンボルとなる防火衣が出来上がりました。



豊田市消防本部の防火衣

装備品の難燃性にもこだわっています!!

火災現場で隊員の命を守るため、装備品の難燃性能にまでこだわり抜いています。防火衣の本体の難燃性はもちろんのことですが、安全帯の自己確保ロープや無線機を携行する際に着用するラジオハーネスにも難燃性素材を導入しました。

(1) 自己確保ロープを難燃性に変更

今回の更新では、火災活動をより安全なものにしていくため、火災暴露時に、焼け切れる恐れがあった自己確

保ロープを難燃性素材に変更しました。

当本部では、安全帯本来の性能を活かすため、防火衣ズボンに安全帯を取付けています。そのため安全帯本体は、上衣に隠れることから、難燃性にはなっていません。今回の更新では、自己確保ロープを難燃性に変更しました。



自己確保ロープ（難燃性）

(2) 難燃性ラジオハーネスを導入

当本部では、災害活動時に必要となる携帯無線機やトランシーバー、携帯電話等を効率よく活用するため、指揮隊及び救急隊を除くすべての隊にラジオハーネスを導入しています。

このことにより、業務種別で服装が異なる場合においても、無線機の付け替えをする必要がなく、災害出動にも迅速に対応できるようになっています。



市章を反射材に使用したオリジナルの難燃性ラジオハーネス



防火衣

活動服

救助服

救急業務



防火帽にはガンメタリック色を採用。消防徽章は立体型で徽章及び反射テープを貼り付け、左右に消防本部名を入れた。高度救助隊はオレンジ色のしころを着用する。



空気呼吸器を背負っても本部名が確認できるように、下部に「TOYOTA」の文字を表記。



上衣

襟部はファスナー一体型なので常に完全着装が可能。ホイッスル用のフックを取付けることで、防火衣装着時でも迅速にホイッスルを使用できる。



反射布には視認性を高めるため、「オラホルダイヤモンド入りストライプ」を採用。

ズボン

強度アップを狙って大腿部から膝部前面に強化布を取付け、足の屈伸がしやすいように中間に切り込みを入れた。

新防火衣の各部位の特徴

(1) 上衣

- ・ 防火衣ズボンに安全帯を取付けることで生じる資器材の携行困難性を解消するため、腰ポケット蓋部に資器材携行用フックを取付けました。
- ・ 自己確保ロープの取回し易さや、自己確保ロープが張られた時に裾部の捲れあがりを極力少なくするため、上衣の丈の長さを従前より少し短くしました。
- ・ インナーの両脇2か所に冷却材用のポケットを取付け、活動途中の冷却材補充を、脱衣しなくても容易にできるようにしました。



資器材携行用フック



冷却ベスト&冷却ポケット

(2) ズボン

- ・ ポケットの前面側に自己確保ロープ用のフックを取付け、自己確保ロープカラビナの脱着操作を容易にしました。
- ・ 自己確保ロープカラビナをフックに取付ける際、ポケット蓋部への干渉を避けるため、ポケット蓋部の内側を波半月にカットしました。



ロープカラビナの取回し易さを考慮した仕様のズボン

最後に

火災現場活動は、我々が行う業務において、最も危険な業務となり、活動中のヒートストレスによる隊員の熱中症の発症も懸念しなければなりません。防火衣は隊員を火から身を守るためだけでなく、多くの懸念要素をクリアした仕様でなければなりません。今後も新商品の開発や現場職員の声を元に、次回の防火衣の仕様を考えていきます。

キッズフェスタに参加しました

宇部・山陽小野田消防局

平成28年5月5日、宇部市で開催された新川市まつりで、中学生以下の子どもたちを対象とした黄金伝説27「UBEキッズフェスタ2016」に参加し、防火思想の普及啓発を行いました。

体験型イベントとして、模擬消火器による消火体験コーナーや子供用防火衣の着装、消防車をバックに親子で写真を撮影するなど、約500人の方に来場をいただき、終始笑顔の絶えない和やかな雰囲気でした。

あわせて、住宅用火災警報器のアンケートに回答していただくなど、住宅用火災警報器の設置促進を呼び掛けました。



市民とのワークショップ会議を行いました

橋本市消防本部

平成28年2月19日、「家庭の防火やケガ・急病などの対応について」をテーマに、消防本部が女性限定で市民会議「はしもとCaféミーティング」を開催し、26名の参加をいただきました。

火事やケガから子どもや自分の身を守るために、日頃から気を付けておくことってどんなこと？もしもの時はどうすればいいの？など、日頃から気になっていることをリラックスした雰囲気の中ワークショップ形式で話し合いました。



消防通信

望

楼

ぼうろう

火災予防イベントを実施しました

上伊那広域消防本部

当消防本部は平成27年4月1日に上伊那2市3町3村により発足しました。地域の皆さんに火災予防の広報をするためイベントを行っています。

高遠消防署では、平成28年3月5日に伊那市長谷の道の駅「南アルプスむら長谷」にてイベントを開催。消防車の見学や乗車、チラシの配布をしました。伊那市のイメージキャラクター「イーナちゃん」も登場し、子どもたちや家族連れに好評でした。



救助工作車を更新しました

郡上市消防本部

平成9年から運用している救助工作車の老朽化と多種多様化する救助活動に対応するため、緊急消防援助隊設備整備費補助を受け救助工作車II型を導入し、郡上中消防署で平成28年4月1日から運用開始しました。

熱画像探査装置、陽圧化学防護服、除染用器具、有毒ガス測定器、ロープ登降機等も装備し、安心安全のため日々災害対応に取り組んでまいります。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

平成28年度 講師派遣について

消防大学校では、都道府県の消防学校等における教育内容の充実のため、技術的援助として、消防学校等からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っています。

平成28年度も多くの派遣要望が寄せられました。これに積極的に対応することとし、下表のように、41校114件（429時間）の講師派遣を決定しました。

なお、消防学校での女性活躍推進のための取組（女性活躍推進に係る講義の実施や女性職員のキャリアアップに関する先駆的な教育内容に取り組みたい場合等）を行

うため、消防大学校の教官等の派遣を必要とされる場合は、追加で講師を派遣します。消防大学校教務部までご相談ください。

また、各消防学校に消防大学校の修了者リストを提供していますので、修了者を講師等として積極的にご活用いただくようお願いします。

今後とも引き続き、消防をとりまく環境変化を踏まえながら、広い視野や専門的・高度な知識・技術を持ち、指導力・統率力に優れた人材の育成に取り組んでいきます。

●平成28年度 講師派遣の予定

区分	講義内容	件数	時間数	
総合教育	上級幹部科	危機管理、業務管理、管理職の役割	8	29
	中級幹部科	現場指揮、消防時事、安全管理、人事業務全般など	15	54
	初級幹部科	現場指揮、小隊長の活動要領、危機管理	3	11
専科教育	警防科	消防戦術と安全管理、警防行政の現状と課題など	16	64
	特殊災害科	特殊災害の概論、特殊災害の消防活動要領・安全管理	9	34
	予防査察科	違反処理、予防査察行政の現状と課題、査察	15	57
	危険物科	危険物行政の現状と課題、危険物規制	4	16
	火災調査科	火災原因調査、原因調査関係法規、事例研究、鑑識実習など	21	79
	救助科	災害救助対策、安全管理、救助行政など	14	54
	救急科	多数傷病者対応、応急処置の総論など	5	17
その他	現場指揮者養成教育、指揮隊長教育実習、教育主幹科	4	14	
計		114	429	

問合わせ先

消防大学校教務部 久富
TEL: 0422-46-1712

■ 学生が主体的に学び合う教育訓練 ～ ミニ講座の実施 ～

消防大学校では、学生が授業時間外に自主的に実施するミニ講座を積極的に推奨・応援しています。

ミニ講座は、学生自らが講師となり、自身の業務の実例や過去の災害経験について発表し、ともに学び合う取組です。

昨年度までのミニ講座は、一部の課程と消防研究センターの研究・原因調査に関する内容を紹介する場として実施していましたが、今年度は、入校中の全ての課程でミニ講座の実施を推奨するとともに、消防大学校の教官、消防研究センターの研究官のほか、近隣の消防関係機関である日本消防検定協会、消防防災科学センターの方々にも講師又は聴講者として参加を拡大し、消防の専門的・最先端の研究などを学ぶ機会として、発展的に充実いた

します。

先月開講した「指揮隊長コース16回」では、熊本市消防局の中村雅司学生及び福岡市消防局の岡賢一郎学生により、熊本地震における緊急消防援助隊の活動報告をミニ講座として実施しました。

ミニ講座は、授業時間外のため自由参加方式としていますが、実体験に基づく生の話、学生目線からの話だけに参加率は高く、入校生及び近隣機関の約110名が熱心に耳を傾け、貴重な情報を得ることができました。

消防大学校ではこのように、単に教えられるだけでなく、学生が主体的に学び合い、今後の業務に活かせるための知識、知恵を共有・修得していく取組を応援していきます。



熊本市消防局 中村学生による活動報告



福岡市消防局 岡学生による活動報告

問い合わせ先

消防大学校教務部 芦田助教授
TEL: 0422-46-1714



最近の報道発表 (平成28年4月23日～平成28年5月23日)

<総務課>

28.4.28	平成28年春の褒章(消防関係)	平成28年春の褒章(消防関係) 受章者は、96名で褒章別内訳は次のとおりです。 紅綬褒章 4名 黄綬褒章 6名 藍綬褒章 86名
28.4.29	平成28年春の叙勲(消防関係)	平成28年春の叙勲(消防関係) 受章者は、601名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝小綬章 21名 旭日双光章 3名 瑞宝双光章 93名 瑞宝単光章 484名

<消防・救急課>

28.4.28	伊勢志摩サミット主会場におけるテロ災害対応訓練等の実施	平成28年5月26日、27日に開催される伊勢志摩サミットに向け、5月11日午後、主会場となる志摩観光ホテルベイスイートにおいて、NBCテロ災害などの災害対応訓練を行います。
28.5.16	消防庁公式Facebookページ(女性活躍)の開設	消防庁では、Facebookに消防機関における女性の活躍に関する消防庁公式ページを作成し、様々な情報を発信していきます。

<危険物保安室>

28.5.13	平成28年度危険物保安功労者等表彰	危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することを目的に、危険物保安功労者、優良危険物関係事業所、危険物安全週間推進標語及び危険物事故防止対策論文の消防庁長官賞の表彰を行います。表彰の内訳は次のとおりです。 危険物保安功労者(消防庁長官賞) 19名・2団体 優良危険物関係事業所(消防庁長官賞) 27事業所 危険物安全週間推進標語(消防庁長官賞) 1名 危険物事故防止対策論文(消防庁長官賞) 1名
---------	-------------------	---

<国民保護運用室>

28.5.16	国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施	平成28年度は、22都府県で国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練を実施します。
---------	-------------------------	---



最近の通知 (平成28年4月23日～平成28年5月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防第58号	平成28年5月23日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災 部防災課長	市町村における風水害対策の強化について (通知)
消防第54号	平成28年5月23日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災 部防災課長	都道府県における風水害対策の強化について (通知)
中消防第3号	平成28年5月23日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 (内閣総理大臣) 安倍晋三	梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について
事務連絡	平成28年5月17日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	学校施設における避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について
消防予第163号	平成28年5月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)
事務連絡	平成28年4月27日	熊本県消防防災主管課 大分県消防防災主管課	消防庁救急企画室	被災住民等の熱中症対策について
消防救第37号	平成28年4月25日	各都道府県知事	消防庁次長	応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について
消防救第36号	平成28年4月25日	各都道府県知事	消防庁次長	口頭指導に関する実施基準の一部改正について
消防救第35号	平成28年4月25日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	救急隊員の行う心肺蘇生法について (通知)
事務連絡	平成28年4月25日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	「救急蘇生法の指針2015(市民用)」の取りまとめについて

広報テーマ

6 月		7 月	
①危険物安全週間 ②津波による被害の防止 ③全国防災・危機管理トップセミナー	危険物保安室 防災課 国民保護室	①台風に対する備え ②住民自らによる災害への備え ③石油コンビナート災害の防止 ④火遊び・花火による火災の防止 ⑤熱中症の予防	防災課 地域防災室 特殊災害室 予防課 救急企画室



6月5日～11日は「危険物安全週間」

危険物保安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週（平成28年度は6月5日（日）から6月11日（土）までの7日間）を「危険物安全週間」とし、地方公共団体、全国消防長会及び一般財団法人全国危険物安全協会との共催により、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進しています。

今年度は「危険物 決める無事故の ストライク」を危険物安全週間推進標語として、同週間中には、全国各地で各種行事が実施されます。

平成28年度危険物安全週間推進ポスター



モデル 上野 由岐子さん（女子ソフトボール）

実施事項

1 危険物施設における保安体制の整備促進

立入検査、消防関係行政機関と連携した消防訓練、危険物関係事業所等による安全確保に向けた体制作りや災害に備えた事前計画の作成等多様な機会を通じて、危険物施設における保安体制の整備促進につなげていきます。

2 危険物に関する知識の啓発普及

広報、ポスターやリーフレットの配布等を通じて、危険物の保安に対する意識の啓発及び危険物の取扱いに関する知識を周知します。また、有識者等による講演会、研修会等を開催し、より一層の危険物に関する知識の啓発普及を図ります。

3 危険物保安功労者の表彰

危険物の保安に関して功績のあった個人、危険物関係事業所等への表彰、感謝状の贈呈等を行います。

（消防庁実施工事）

平成28年度危険物安全大会において危険物保安功労者等消防庁長官表彰式を行うほか、ヒューマンファクターについての講演を実施します。また、危険物施設安全推進講演会を東京、大阪の2会場で開催し、基調講演及び事故事例発表を行います。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524

津波による災害の防止

防災課

平成23年3月に発生した東日本大震災を始め、我が国はこれまで幾多の大地震とそれに伴う巨大な津波による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ巨大地震等による津波被害の発生が懸念されています。

津波による被害を防ぐため、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には、すばやく高台や津波避難ビル、津波避難場所等へ避難することが重要であり、旅行者、観光客、外国人も共通した認識を持ち、迅速かつ円滑な津波避難を行うことが大切です

消防庁では、津波による被害軽減のため、①津波避難ビル、②津波避難場所、③津波注意の3種の図記号を津波に関する統一標識として平成17年3月に決定し、平成20年7月にISO化、平成21年3月にはJIS化されています。

平成26年9月には、これらの図記号を用い、現在地の海拔、避難場所までの道順や距離についての情報を含んだ標識を、避難場所に至るまでの道のりに一連のものとして設置する場合に考慮すべき事項について規定した「津波避難誘導標識システム」がJIS制定されました。

また、東日本大震災を踏まえ、今後発生が懸念される巨大地震等に起因する津波災害に対する地方公共団体の取組を推進するため、平成24年度に「津波避難対策推進マニュアル検討会」を開催し、同検討会の報告書において、都道府県に対しては、市町村の津波避難対策に係

る指針等の参考を提示し、市町村に対しては、避難場所や避難路等の指定や津波避難訓練の実施、津波ハザードマップの作成・周知などを求めています。

津波による被害を防止するためには、いざというとき津波から円滑に避難することができるよう、住民等が直接参画し、それぞれの津波避難の方法等を検討しておくことが重要です。消防庁では上記検討会において、地域での検討を行う際のマニュアルを提示しています。

地域ごとの津波避難の検討は、真に自らの命を守ることに直結するものであり、住民自らが策定する心構えが大切です。また、津波避難対策は、住民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援、参画を得ながら地域ぐるみで実施することが重要です。実践的な訓練等を繰り返し、検証を通じて、不断に見直していくことで、より高い実効性が得られるとともに、避難に対する意識の向上が図られていきます。

何よりも、実際に避難行動をとる住民一人ひとりが、「自分の命は自分で守る！」といった自覚を持ち、日頃の津波避難訓練を通じて防災意識の向上を図り、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には、すぐに主体的に、適切に、高台等の安全な場所へ避難するという行動をとることが重要です。

津波による災害の防止

地震が発生した時は「すばやく高台等へ逃げる」ことです。→「自分の命は自分で守る！」といった津波防災意識を高くもち住民一人ひとりが主体的に行動することが大切です。

※地震発生後、短時間で津波が沿岸部に来襲する可能性があります。



「揺れたら逃げる」



「警報を聞いたら逃げる」

津波避難誘導標識システムによる記載例



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係
TEL: 03-5253-7525



全国防災・危機管理トップセミナーの開催のお知らせ

国民保護室

甚大な被害をもたらした熊本地震を始め、昨年の口永良部島の噴火や9月の関東・東北豪雨など、全国各地で大規模な災害の発生が相次いでいます。また、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等、大規模地震の発生が危惧されています。

このような災害等の危機事態において、市町村が初動対応を適切に行うためには、トップである市町村長の判断や行動が極めて重要です。

このため、消防庁では、市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、具体的な災害対応において、市町村長がリーダーシップを発揮し、的確な危機対応を行うことができるよう、平成26年度から、防災・危機管理トップセミナーを開催しております。

本年度も6月8日の全国市長会の会議終了後に全国都市会館で市長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催いたします。

<昨年度の様子>



※詳細は近日中に消防庁のホームページで公表いたします。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室
TEL: 03-5253-7550



危険物 決める無事故の ストライク

上野由岐子選手
(ピッチカメラ女子ソフトボール部所属)

消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会

このポスターは、危険物安全週間推進協議会が制作しています。